

広島県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
J A 福山市訪問介護 事業所ひだまり	J A 福山市訪問介護 事業所	府中市鶴飼町四六六一	平成二六年二月一日
訪問看護ステーション相扶	備北訪問看護ステーション	庄原市尾引町二六三二二	平成二三年一月一日